

発議案第13号

憲法第9条の改正を辞めるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月19日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

提出者	八千代市議会議員	植田進
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子
	同	伊原忠
	同	原弘志
	同	三田登

提案理由

国に対し、憲法第9条の改正を辞めるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

憲法第9条の改正を辞めるよう求める意見書

本年3月25日に開催された自由民主党の党大会で、安倍晋三総裁が推進してきた憲法改正の条文案は提示されなかったものの、党の憲法改正推進本部が検討してきた憲法第9条に自衛隊を明記することなどの「たたき台素案」は確認された。今後、衆参両院の憲法審査会に示して、国会発議を目指す方針とも伝えられており、安倍首相や自由民主党による改憲への動きは異常としか言えないものである。

憲法第9条は、過去の侵略戦争への反省から戦争を放棄し、戦力の不保持と交戦権の否認を明確にしたものである。そこに、実力組織としての自衛隊を保持する条文を書き込めば、憲法第9条は空文化し、海外で無制限に武力行使を行う「戦争する国」へと日本は大転換することになる。

5月3日の憲法記念日に向けて実施された憲法に関する世論調査を見ても、安倍政権下での「憲法改正」に6割近くが「反対」しており、憲法第9条を高く評価していることが明らかになっている。朝日新聞の調査では「反対」が58%で、「賛成」は30%である。NHKの調査では、憲法第9条を「非常に評価する」が28%、「ある程度評価する」が42%と7割が評価しており、国民は改憲など望んではないのである。

ましてや、森友学園・加計学園問題での公文書の改ざん、隠蔽などにより、憲法の基本原則である国民主権と議会制民主主義が踏みにじられ、大問題になっている最中に、改憲へ突き進むことなど絶対に許されるものではない。安倍政権は、国民主権も議会制民主主義も顧みない政権に改憲を語る資格はないとする多くの批判の声に耳を傾けるべきである。

よって、本市議会は国に対し、憲法第9条の改正を辞めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様